

家畜衛生情報

(馬飼養農家の皆様へ)

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されたことに伴い、農場における飼養衛生管理をより徹底するために、「新しい飼養衛生管理基準」が、**令和2年10月1日**から施行されます。

(一部の取組みについては、猶予期間が設定されています。)

【内は本年10月1日以外の施行日】

主な改正内容

1. 家畜の所有者の責務を新設
2. 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設 【令和4年2月】
3. 衛生管理区域の考え方を明確化
4. 衛生管理区域への立入時の人の消毒を追加
5. 他の馬飼養施設等で使用した物品や、海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置を新設
6. 厩舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加
7. 飼養管理に不要な物品を厩舎に持ち込まないことを明文化
8. 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設
9. 衛生管理区域から退出する人の消毒、搬出する物品の消毒等を新設

※詳細は、農林水産省HPをご参照ください。

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)

飛騨家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

TEL:0577-33-1111 FAX:0577-32-9019

